

愛媛県知事による宅地建物取引業者への監督処分情報

<宅地建物取引業者の監督処分結果一覧表>

①当該処分をした日	②当該処分を受けた宅建業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号				③当該処分の内容	④当該処分の理由
	商号又は名称	主たる事務所の所在地	代表者	免許番号		
令和3年8月24日	株式会社セイコー不動産	愛媛県新居浜市松木町4番25号	加藤 基	愛媛県知事(8)第3287号	免許取消	政令で定める使用人が、宅地建物取引業法第5条第1項第5号に規定する欠格事由に該当することが判明した。 このことは、同法第66条第1項第3号に該当する。

愛媛県では「宅地建物取引業法（以下「法」という。）」及び「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準（平成27年4月1日施行）」に基づき、法に違反した宅地建物取引業者に対する監督処分結果をホームページで公表します。なお、公表する監督処分については、指示、業務の停止、免許の取消（事務所の所在地を確知できないとき又は新規免許業者が営業保証金を供託しないときを除く。）として、公表内容は「①当該処分をした日」、「②当該処分を受けた宅建業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、免許番号」、「③当該処分の内容」及び「④当該処分の理由」とし、監督処分を行った日から5年間掲載します。